

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-123791

(P2012-123791A)

(43) 公開日 平成24年6月28日(2012.6.28)

(51) Int.Cl.

G06F 1/16 (2006.01)
H05K 7/18 (2006.01)

F 1

G06F 1/00
H05K 7/18

テーマコード (参考)

312A
L

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願2011-246316 (P2011-246316)
 (22) 出願日 平成23年11月10日 (2011.11.10)
 (31) 優先権主張番号 201010578856.9
 (32) 優先日 平成22年12月8日 (2010.12.8)
 (33) 優先権主張国 中国 (CN)

(71) 出願人 503023069
 鴻富錦精密工業 (深▲セン▼) 有限公司
 中華人民共和国広東省深▲セン▼市寶安区
 龍華鎮油松第十工業区東環二路2号
 (71) 出願人 500080546
 鴻海精密工業股▲ふん▼有限公司
 台湾新北市土城區中山路66號
 (74) 代理人 100108453
 弁理士 村山 靖彦
 (74) 代理人 100064908
 弁理士 志賀 正武
 (74) 代理人 100089037
 弁理士 渡邊 隆
 (74) 代理人 100110364
 弁理士 実広 信哉

最終頁に続く

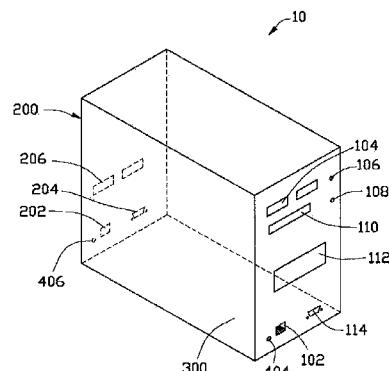
(54) 【発明の名称】コンピューターキャビネット

(57) 【要約】

【課題】本発明は、便利に操作することができるコンピューターキャビネットを提供することを目的とする。

【解決手段】本発明のコンピューターキャビネットは、フロントパネル、リアパネル、前記フロントパネル及び前記リアパネルを接続するボディーを備え、前記フロントパネルには、少なくとも1つの第一ネットワークケーブルインターフェースが設けられる。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

フロントパネル、リアパネル、前記フロントパネル及び前記リアパネルを接続するボディーを備えてなるコンピューターキャビネットであって、

前記フロントパネルには、少なくとも 1 つの第一ネットワークケーブルインターフェースが設けられることを特徴とするコンピューターキャビネット。

【請求項 2】

前記リアパネルには、少なくとも 1 つの第二ネットワークケーブルインターフェースが設けられることを特徴とする請求項 1 に記載のコンピューターキャビネット。

【請求項 3】

前記コンピューターキャビネットは、制御装置をさらに備え、

前記制御装置は、コントローラー、前記コントローラーに接続される第一 LED ランプ及び第二 LED ランプを備え、

前記コントローラーは、前記コンピューターキャビネットの内部に設けられ、且つ前記第一ネットワークケーブルインターフェース及び前記第二ネットワークケーブルインターフェースに接続され、

前記第一 LED ランプは、前記フロントパネルに設けられ且つ前記第一ネットワークケーブルインターフェースに近接しており、前記第二 LED ランプは、前記リアパネルに設けられ且つ前記第二ネットワークケーブルインターフェースに近接しており、

前記コントローラーは、前記第一ネットワークケーブルインターフェース又は前記第二ネットワークケーブルインターフェースにネットワークケーブルが接続されたか否かを検出するために用いられ、

前記第一ネットワークケーブルインターフェース又は前記第二ネットワークケーブルインターフェースにネットワークケーブルが接続されると、前記コントローラーは前記第一 LED ランプ又は前記第二 LED ランプを制御して第一状態を表示させ、前記第一ネットワークケーブルインターフェース又は前記第二ネットワークケーブルインターフェースにネットワークケーブルが接続されないと、前記コントローラーは前記第一 LED ランプ又は前記第二 LED ランプを制御して第二状態を表示させることを特徴とする請求項 2 に記載のコンピューターキャビネット。

【請求項 4】

前記第一ネットワークケーブルインターフェース又は前記第二ネットワークケーブルインターフェースにネットワークケーブルが接続されると、前記コントローラーは前記第一 LED ランプ又は前記第二 LED ランプを制御して点灯させ、前記第一ネットワークケーブルインターフェース又は前記第二ネットワークケーブルインターフェースにネットワークケーブルが接続されないと、前記コントローラーは前記第一 LED ランプ又は前記第二 LED ランプを制御して消灯させることを特徴とする請求項 3 に記載のコンピューターキャビネット。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、コンピューターキャビネットに関するものである。

【背景技術】**【0002】**

コンピューターキャビネットは、ユーザーに対面するフロントパネル及びユーザーに背面するリアパネルを備える。ネットワークケーブルインターフェース、VGA インターフェース及び USB インターフェースなどは、一般的にリアパネルに設けられる。

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

しかし、コンピューターをテストするか又は修理する場合、コンピューターキャビネット

10

20

30

40

50

トを移動させるか又はユーザーがコンピューターキャビネットの後方に行って、これらのインターフェースに対して操作することが必要とされるので、操作が不便である。

【0004】

本発明の目的は、前記課題を解決し、便利に操作することができるコンピューターキャビネットを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明に係るコンピューターキャビネットは、フロントパネル、リアパネル、前記フロントパネル及び前記リアパネルを接続するボディーを備え、前記フロントパネルには、少なくとも1つの第一ネットワークケーブルインターフェースが設けられる。

10

【発明の効果】

【0006】

従来の技術に比べて、ユーザーが本発明のコンピューターキャビネットのネットワークケーブルインターフェースに接続されたネットワークケーブルを抜き出す際、前記コンピューターキャビネットを移動させるか又は自分が前記コンピューターキャビネットの後方に行くことが必要とされない。特に、前記コンピューターキャビネットを狭い空間に設置する場合、その便利さはさらに十分に表される。

【図面の簡単な説明】

【0007】

【図1】本発明の実施形態に係るコンピューターキャビネットの構造を示す図である。

20

【図2】図1に示すコンピューターキャビネット内の制御装置のブロック図である。

【発明を実施するための形態】

【0008】

以下、図面を参照して、本発明の実施形態について説明する。

【0009】

図1を参照すると、本発明の実施形態に係るコンピューターキャビネット10は、ユーザーに対面するフロントパネル100と、ユーザーに背面するリアパネル200と、前記フロントパネル100及び前記リアパネル200を接続するボディー300と、を備える。

30

【0010】

前記フロントパネル100の上部には、複数の第一USBインターフェース104、オーディオインターフェース106、マイクインターフェース108及びカードリーダーインターフェース110が設けられ、前記フロントパネル100の中部には、光学ドライブ挿入口112が設けられ、前記フロントパネル100の下部には、第一ネットワークケーブルインターフェース102及び第一VGAインターフェース114が設けられる。前記第一ネットワークケーブルインターフェース102、複数の前記第一USBインターフェース104、前記オーディオインターフェース106、前記マイクインターフェース108及び前記第一VGAインターフェース114は、全て前記コンピューターキャビネット10の内部のマザーボード(図示せず)に接続される。

【0011】

前記リアパネル200には、第二ネットワークケーブルインターフェース202、第二VGAインターフェース204及び複数の第二USBインターフェース206が設けられる。前記第二ネットワークケーブルインターフェース202、前記第二VGAインターフェース204及び複数の前記第二USBインターフェース206は、全て前記コンピューターキャビネット10の内部のマザーボード(図示せず)に接続される。

40

【0012】

ユーザーが前記コンピューターキャビネット10の各々のインターフェースに接続された接続ケーブルを抜き出す際、前記コンピューターキャビネット10を移動させるか又は自分が前記コンピューターキャビネット10の後方に行くことが必要とされない。特に、前記コンピューターキャビネット10を狭い空間に設置する場合、その便利さはさらに十

50

分に表される。

【0013】

図2を参照すると、前記コンピューターキャビネット10は、制御装置400をさらに備える。前記制御装置400は、コントローラー402、前記コントローラー402に接続される第一LEDランプ404及び第二LEDランプ406を備える。前記コントローラー402は、前記コンピューターキャビネット10の内部に設けられ、且つ前記第一ネットワークケーブルインターフェース102及び前記第二ネットワークケーブルインターフェース202に接続される。前記第一LEDランプ404は、前記フロントパネル100に設けられ、且つ前記第一ネットワークケーブルインターフェース102に近接している。前記第二LEDランプ406は、前記リアパネル200に設けられ、且つ前記第二ネットワークケーブルインターフェース202に近接している。前記コントローラー402は、前記第一ネットワークケーブルインターフェース102及び前記第二ネットワークケーブルインターフェース202の中の一方にネットワークケーブルが接続されたか否かを検出するために用いられる。前記第一ネットワークケーブルインターフェース102又は前記第二ネットワークケーブルインターフェース202にネットワークケーブルが接続されると、前記コントローラー402は前記第一LEDランプ404又は前記第二LEDランプ406を制御して点灯させて、前記コンピューターキャビネット10にネットワークケーブルが接続されていることを表示する。前記第一ネットワークケーブルインターフェース102又は前記第二ネットワークケーブルインターフェース202にネットワークケーブルが接続されないと、前記コントローラー402は前記第一LEDランプ404又は前記第二LEDランプ406を制御して消灯させて、前記コンピューターキャビネット10にネットワークケーブルが接続されていないことを表示する。

10

20

30

【0014】

以上、本発明を実施例に基づいて具体的に説明したが、本発明は、上述の実施例に限定されるものではなく、その要旨を逸脱しない範囲において、種々の変更が可能であることは勿論であって、本発明の技術的範囲は、以下の特許請求の範囲から決まる。

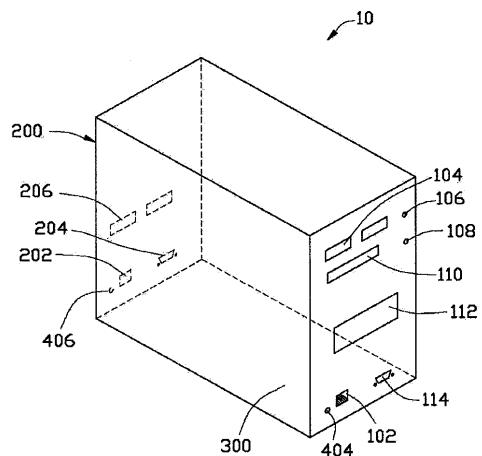
【符号の説明】

【0015】

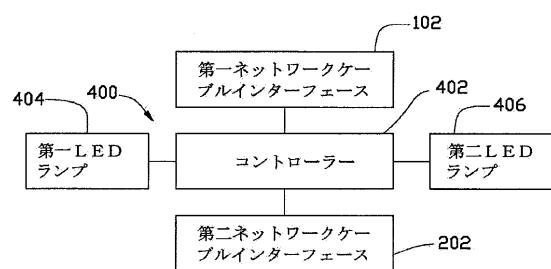
- 10 コンピューターキャビネット
- 100 フロントパネル
- 102 第一ネットワークケーブルインターフェース
- 104 第一USBインターフェース
- 106 オーディオインターフェース
- 108 マイクインターフェース
- 110 カードリーダーインターフェース
- 112 光学ドライブ挿入口
- 114 第一VGAインターフェース
- 200 リアパネル
- 202 第二ネットワークケーブルインターフェース
- 204 第二VGAインターフェース
- 206 第二USBインターフェース
- 300 ボディー
- 400 制御装置
- 402 コントローラー
- 404 第一LEDランプ
- 406 第二LEDランプ

40

【図1】



【図2】



フロントページの続き

(72)発明者 黄 種棋
台湾新北市土城区中山路 66 号

(72)発明者 邱 循純
中華人民共和国広東省深 セン 市寶安区龍華鎮油松第十工業区東環二路 2 号